

# 用途地域等



51.2

この地図の著作権は横浜市が保有します。

10m

**(凡例)**

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域	第2種住居地域
準住居地域	近隣商業地域
商業地域(第7種高度地区)	商業地域(第6種高度地区)
商業地域(最低限1種高度地区)	商業地域(最低限2種高度地区)
準工業地域(第5種高度地区)	準工業地域(第7種高度地区)
工業地域(第5種高度地区)	工業地域(第7種高度地区)
工業専用地域	最低限3種高度地区
市街化調整区域	道路界
用途界	地形地物界等(区域区分のみ)
地番界(区域区分のみ)	都市計画河川
都市計画道路	

※区域区分については線種ごとに色分け

容積率

用途地域

建蔽率

旗の位置に関するものは右の通りです。  
お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。  
注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。

横浜市建築局  
2024/12/20 13:55:47

区域区分	市街化区域
用途地域	第1種低層住居専用地域 建蔽率：50% 容積率：80%
敷地面積最低限度	125平方メートル
建築物の高さの限度	10m
高度地区	高度地区(最高限)：第1種高度地区
緑化地域	緑化地域(緑化率：10%) / 建築敷地面積500㎡以上が対象
防火・準防火地域	防火指定なし
建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く)	建築基準法第22条による区域
日影規制	軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間
宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域
景観計画	景観計画(全市域) ※開発許可のみ
図郭番号	87
図郭番号(旧)	83

# 宅地造成工事規制区域



## (凡例)

-  宅地造成工事規制区域
-  指定なし

区域区分	市街化区域
用途地域	第1種低層住居専用地域 建蔽率：50% 容積率：80%
敷地面積最低限度	125平方メートル
建築物の高さの限度	10m
高度地区	高度地区（最高限）：第1種高度地区
緑化地域	緑化地域(緑化率：10%) / 建築敷地面積500㎡以上が対象
防火・準防火地域	防火指定なし
建築基準法第22条区域（防火地域及び準防火地域を除く）	建築基準法第22条による区域
日影規制	軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間
宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域
景観計画	景観計画（全市域）※開発許可のみ
図郭番号	87
図郭番号（旧）	83

 **旗の位置に関するものは右の通りです。  
お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。**

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。  
注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。

# 建築基準法道路種別（指定道路図）



## （凡例）

- 法第42条第1項第1号道路（道路幅員4m以上）
- 法第42条第1項第2号道路（道路幅員4m以上）
- 法第42条第1項第3号道路（道路幅員4m以上）
- 法第42条第1項第4号道路（道路幅員4m以上）
- 法第42条第1項第5号道路（道路幅員4m以上）
- 法第42条第1項道路
- 法第42条第2項道路
- 法第43条第2項の認定・許可を要する道路状空地
- 法第42条（道路）に該当しない（否道路）

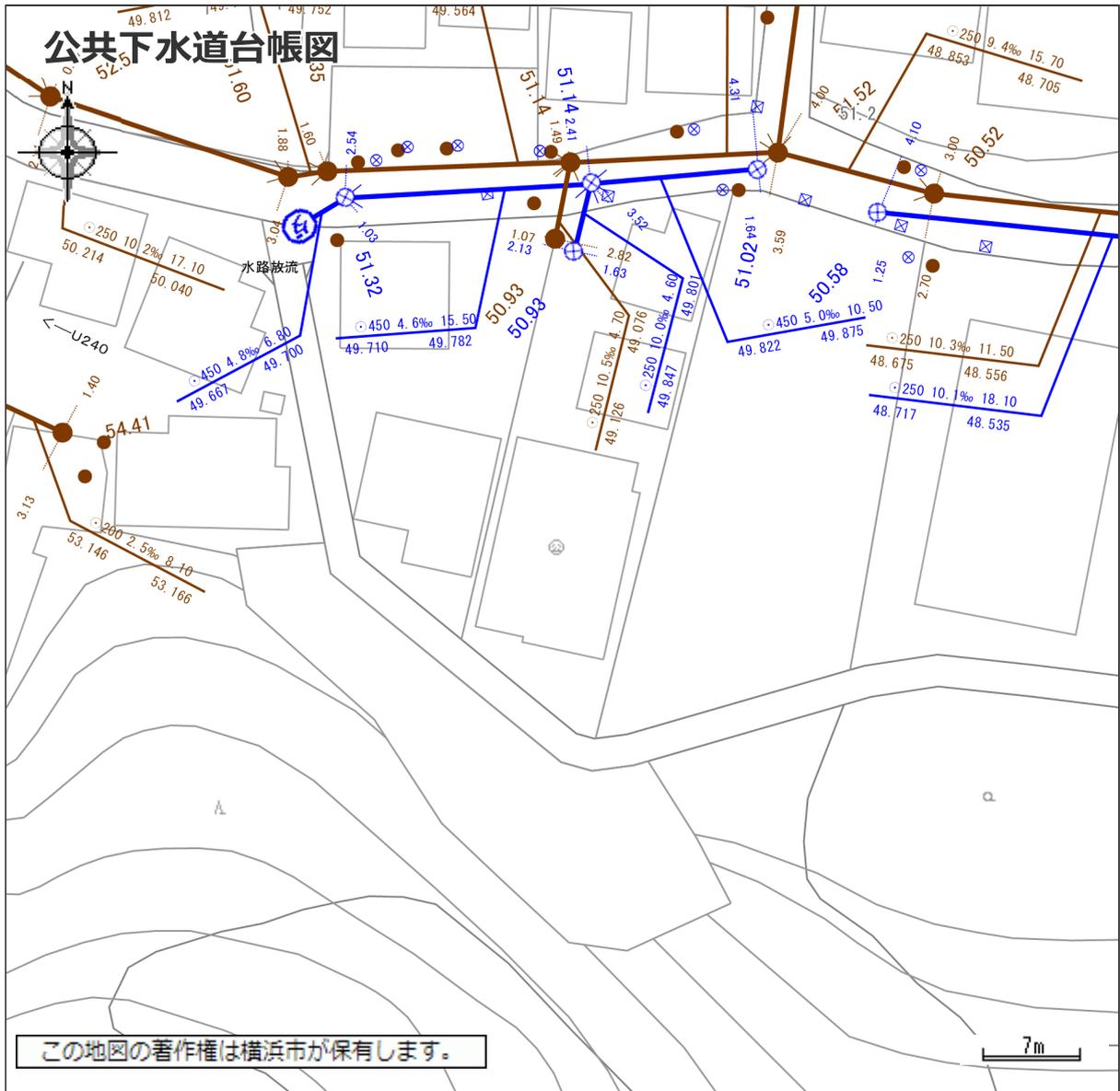
（白色交差斜線） 狭あい道路整備促進路線

区域区分	市街化区域
用途地域	第1種低層住居専用地域 建蔽率：50% 容積率：80%
敷地面積最低限度	125平方メートル
建築物の高さの限度	10m
高度地区	高度地区（最高限）：第1種高度地区
緑化地域	緑化地域（緑化率：10%）／建築敷地面積500㎡以上が対象
防火・準防火地域	防火指定なし
建築基準法第22条区域（防火地域及び準防火地域を除く）	建築基準法第22条による区域
日影規制	軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間
宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域
景観計画	景観計画（全市域）※開発許可のみ
図郭番号	87
図郭番号（旧）	83

旗の位置に関するものは右の通りです。  
お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。

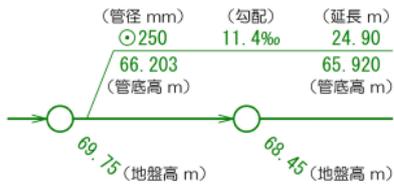
上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。  
注）地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。

# 公共下水道台帳図



## ( 凡 例 )

- 合流管及びマンホール
- 分流污水管及びマンホール
- 分流雨水管及びマンホール
- 接続樹 (合流・污水・雨水)
- 街渠雨水樹
- 宅地浸透樹
- 街渠浸透樹
- 送泥管・圧送管等
- 送泥管・圧送管等 (2条以上)
- 弁類
- 仮想マンホール
- その他設備等



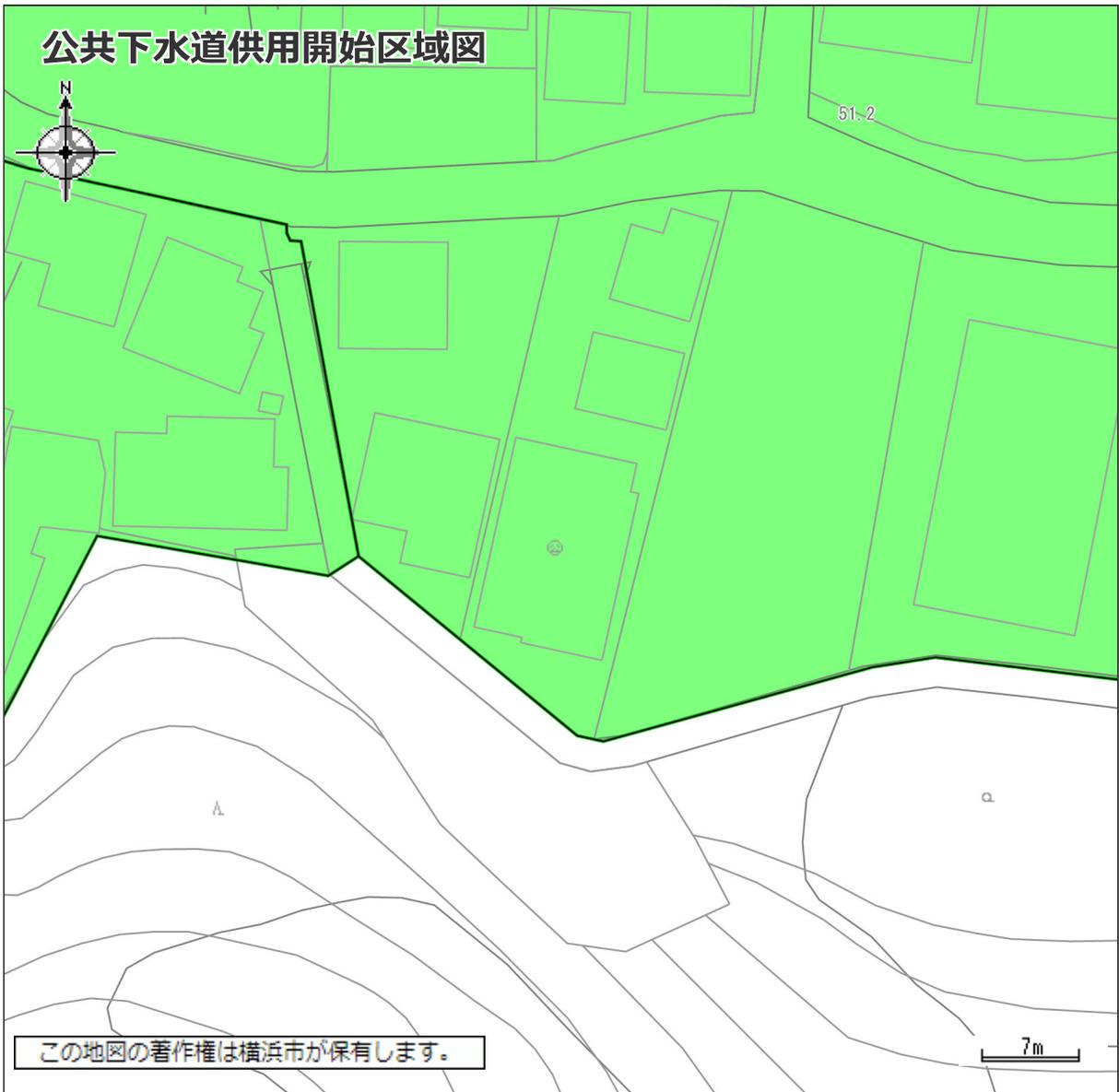
## 注意：

公共下水道台帳平面図は、できる限り最新で正確な下水道情報の提供に努めておりますが、地形図の更新頻度や、地形図と下水道施設情報を重ね合わせる際に生ずる誤差などにより、現地の状況とは整合しない場合があります。従って、本図面を設計・工事等に利用される場合は、担当部署との協議や、下水道管の状況を現地で確認されるようお願いいたします。

幹線の座標値は、世界測地系で表示しています。

横浜市下水道河川局  
2024/12/20 14:14:25

# 公共下水道供用開始区域図



( 凡 例 )

-  合流式
-  分流式

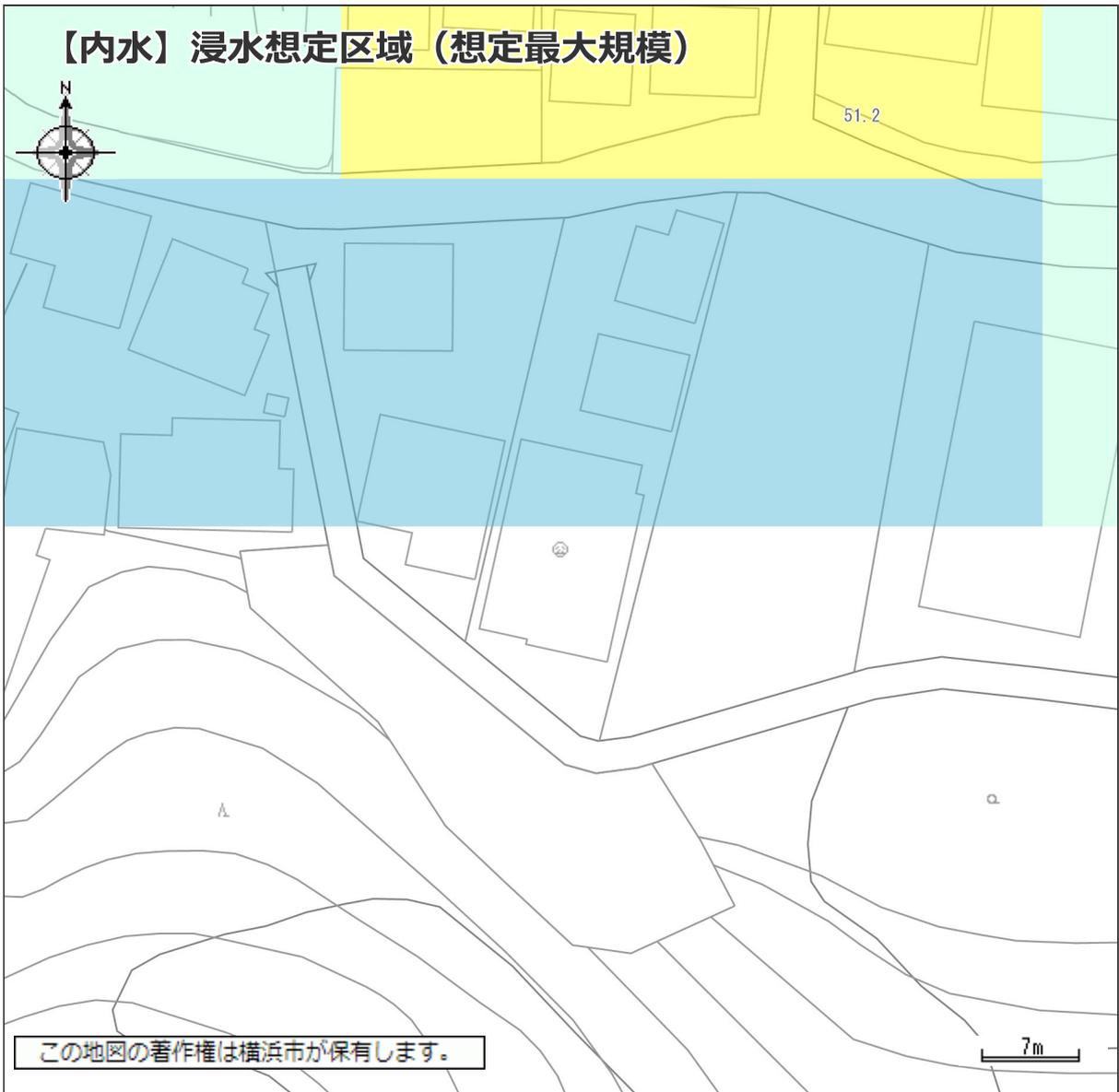
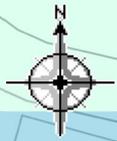
下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意：

公共下水道台帳平面図は、できる限り最新で正確な下水道情報の提供に努めておりますが、地形図の更新頻度や、地形図と下水道施設情報を重ね合わせる際に生ずる誤差などにより、現地の状況とは整合しない場合があります。従って、本図面を設計・工事等に利用される場合は、担当部署との協議や、下水道管の状況を現地で確認されるようお願いいたします。

幹線の座標値は、世界測地系で表示しています。

# 【内水】浸水想定区域（想定最大規模）



この地図の著作権は横浜市が保有します。

## （凡例）

### 【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

- 0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m
- 0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m
- 0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m
- 1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m
- 2.0 ≤ 浸水深 (m)

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

### 注意：

公共下水道台帳平面図は、できる限り最新で正確な下水道情報の提供に努めておりますが、地形図の更新頻度や、地形図と下水道施設情報を重ね合わせる際に生ずる誤差などにより、現地の状況とは整合しない場合があります。従って、本図面を設計・工事等に利用される場合は、担当部署との協議や、下水道管の状況を現地で確認されるようお願いいたします。

幹線の座標値は、世界測地系で表示しています。

# 測量図

筆界確認書

横浜市旭区四季美台72番地3

有限会社 西田測量

土地家屋調査士 西田和哲

土地家屋調査士 西田貴麿

〒241-0835 横浜市旭区柏町116番地7

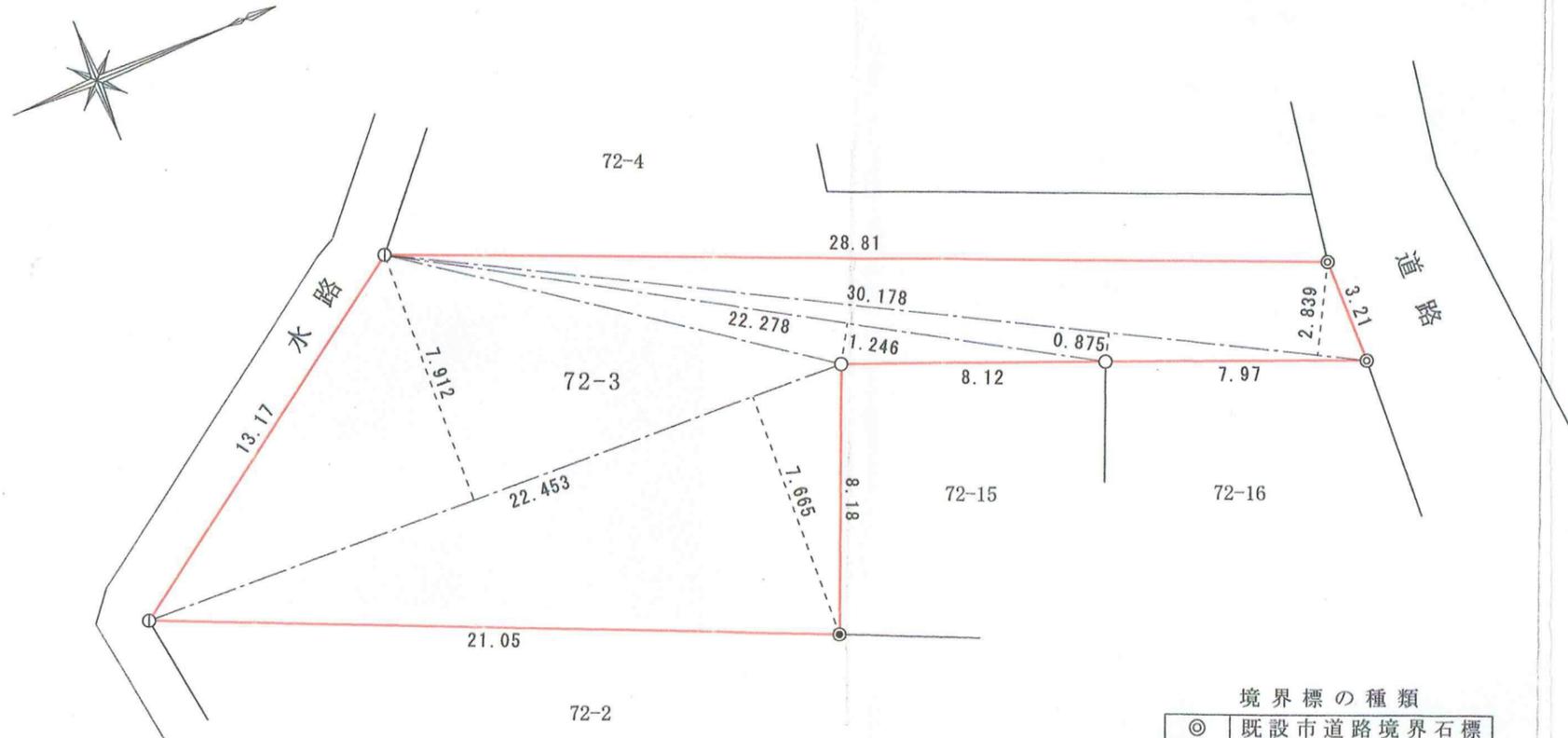
TEL. (045) 365-3183

FAX. (045) 391-5835

横浜地方法務局旭出張所横

# 横浜市旭区四季美台72番3

## 実測図 縮尺=1/200



境界標の種類

◎	既設市道路境界石標
①	既設プラスチック杭
●	既設民間境界石標
○	新設民間境界石標

地番	底辺	高さ	倍面積	面積	坪数
72-3	30.178	2.839	85.675342	244.7949305	74.050
	30.178	0.875	26.405750		
	22.278	1.246	27.758388		
	22.453	7.912	177.648136		
	22.453	7.665	172.102245		
			489.589861		

土地家屋調査士 西田和哲

横浜市旭区柏町116番地7

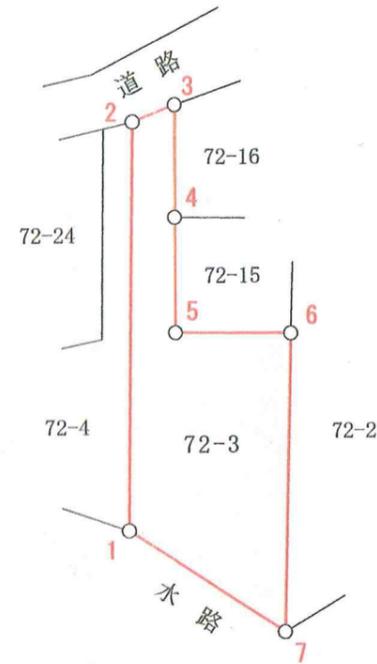
電話 045-365-3183

平成16年7月22日作製



# 境界標写真

平成16年7月15日撮影



境界点番号 1  
既設プラスチック杭



境界点番号 2  
既設市道路境界石標



境界点番号 3  
既設市道路境界石標



境界点番号 4  
新設民間境界石標  
国土調査成果により復元  
平成16年7月15日埋設



境界点番号 5  
新設民間境界石標  
国土調査成果により復元  
平成16年7月6日埋設



境界点番号 6  
既設民間境界石標



境界点番号 7  
既設プラスチック杭





# 建築許認可事前相談票

事前相談	— 号	相談年月日	令和6年12月5日
相談者	株式会社オープラスソリューション <b>中野</b> TEL 045 (264) 8802		
事業者	四季美台町内会長 大江賢一 090-9156-3103		
計画名(仮称)	四季美台町内会 町内会館建設計画		
位置	横浜市 旭区 四季美台 72番3		
主要用途	事務所 店舗 学校 共同住宅 一戸建ての住宅 車庫 自動車修理工場 < <b>町内会館</b> >		
用途地域	1 1 1 2 2 2 低層 中高層 2 住居 近商 商業 準工 工業 工専 指定なし		

## 相談条文

## 相談内容

法第44条第1項第 号	道路内:
法第48条第 項	用途:
法第51条	廃棄物処理施設 >
法第52条第 項第 号	容積率: % > %
法第53条の2第1項第3号	敷地規模: m <sup>2</sup> > m <sup>2</sup>
法第55条第2項	分割前敷地規模: m <sup>2</sup> ( 分割)
法第55条第3項第 号	前面道路幅員: m
法第56条の2第1項	高さ: m > m
法第59条の2第 項	北側斜線
法第68条の 項	5~10mの日影・10m~の日影
法第86条第 項	特定施設:
法第86条の2第 項	建ぺい率: % > %
法第 条	一団地認定・連担建築物設計制度
条例第3条の2第5項	崖の高さ: m 崖からの距離: m
○ 条例第4条第4項	○ 路地状部分長さ: 15.3 m 幅員 2.979 m
条例第4条の2第3項	建物用途:
条例第5条第5項	接道距離: m < m
条例第24条第3項	(法43条の空地 m)
条例第29条第4項	道路幅員: m < m
条例第48条の2	(法43条の空地 m)
条例第52条第4項	駐車台数確保率: % < %
条例第53条第2項	増築・用途変更(駐車施設の構造に関する制限)
条例第4条の3第5項第1号	申請行為: 増築・用途変更・大規模な修繕
条例第4条の3第6項第1号	・大規模な模様替
条例第5条第5項	全体建物用途:
条例第6条第4項	申請部分建物用途:
条例第27条第6項	百貨店等の出入口: 道路に面する2以上・間口の2倍以上
条例第28条第4項	前面空地 主要出入口の後退 敷地内通路 客席等
条例第25条第4項	構造 てすり 客席等出入口 廊下 広間 階段の
条例第42条	構造 直通階段 屋上広場等 出口 舞台付近構造
条例第46条	煙突高さ: m
条例第48条の2	車庫の出入口: 幅員 勾配 交差点 その他
条例第48条の2	
条例第 条	
横浜都心機能誘導地区建築条例	住宅等容積率: 300% < %
告示(高度地区・敷地規模)	

### 具体的内容・数値等

路地状部分の長さが15.3m > 15mの場合幅員3m以上。

現地実測の結果、幅員2.979m部分あり。

※受付印

### 注意事項

案内図・都市計画図(マピ'-等)・許可を受けようとする事項の審査に必要な図面等を添付して下さい。(詳細はお問い合わせください。)

事前相談を受けてから6ヶ月を経過し、その後相談の無いものは**破棄**します。

横浜市建築局市街地建築課

(市街地担当: TEL045-671-4525 建築許認可担当: TEL045-671-4510 )

ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/shigaichi/index.html>

- 事前相談なので書面は不要。
- 4条4頁の適用可能である。
- プランどきたら再相談  
(4条4頁の標準を満たして下さい)
- 市街地建築課 工藤さん。  
045-691-4510。

### □ お願い事項

- 隣地 72-15 が「接道していいので」
- 通路途中に柵等を作らない。

72-15 建替の時は 町内会館に協力していただく。

- 72-15 の方には 建替計画の説明をいただく。